【質問】
　本業務は建設業法で規定される「建設工事」には該当せず、管工事又は電気工事の建設業許可を持っている会社であっても、主任技術者の配置は必要ない、という認識で宜しいでしょうか。

【回答】
　はい。本業務については、建設業法上の「工事」に該当しないため主任技術者の配置は不要になります。